

能美市土地開発指導要綱

平成17年2月1日

告示第109号

第1 区画

住宅において1区画の大きさは、165平方メートル以上とする。

第2 道路

(1) 配置

ア 区域内の道路（自転車及び歩行者道を除く。）は、区域外の車道幅員5.5メートル以上の道路に接続させること。ただし、区域の周辺の状態により支障がないと認めたときは、この限りでない。なお、このための地区外への取付道路設置にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。

イ 既設幹線道路（道路幅員7メートル以上の道路）に取付く道路の間隔は70メートル以上とする。

ウ 道路を平面交差とする場合は、5以上の交点をさせないこと及び平面交差点の交差角は直角又は直角に近い角度とし、原則として60度以上とすること。

エ 道路は、袋路状でないこと、ただし、市等で接続道路が計画され施工確実のため特に認めたものは、この限りでない。

(2) 幅員

ア 車道幅員は6.0メートル以上とする。ただし、道路側コンクリート壁は車道幅員に読みとることができる。なお、自転車及び歩行者道路については2メートル以下とする。

(3) 舗装

ア 舗装は、アスファルト舗装とする。

イ 表層は、密粒度アスコンとし、厚さ5センチメートル以上とする。

ウ 上層路盤、下層路盤及び基層については、施工場所の土質に応じた構成とする。

エ キャンバーは2パーセントとする。

(4) 隅切

ア 道路交差部については、隅切を設けるものとする。

イ 道路の屈曲部は原則として道路構造令に基づく曲線とする。ただし、施工

上困難な場合は、協議の上角折りとすることができる。

ウ 前項の角折りとなった場合、原則として鋭角としてはならない。

エ 隅切は、原則として車道部3メートル×3メートル以上とする。

オ 前項ア及びイについて片側及び両側の車道幅員が7メートル以上の道路についての隅切は、協議の上小さくすることができる。

(5) 保安

ア T字交差点では、つきあたりとなる箇所には原則としてガードレールを設置し2メートル間隔でデリネーターを設けるものとする。

イ 道路屈曲部及び角折部では両側約30メートル地点に警戒標識を設けるものとする。ただし、施工上困難な場合は協議するものとする。

ウ 停止ラインの箇所では手前約30メートル地点に警戒標識を設けるものとする。ただし、施工上困難な場合は協議するものとする。

エ 協議の上必要と思われる箇所には、カーブミラー（直径80センチメートル以上）を設けるものとする。

オ 町会又は町内会との協議に基づいて街灯を設置するものとする。

カ 標識等の柱は、すべて曲柱とする。

(6) 占用物件

ア 公共用地に占用物件を設けた場合は、占用者からの占用願いを提出させるものとする。

イ 占用許可については、道路管理事務提要（石川県土木部）による。（原則として道路内は許可しない。）

ウ 電柱等（標識及び防護柵は除く。）の占用は原則として認めないものとする。

(7) ライン

ア 車道にはセンターライン（破線又は白）を引くものとする。ただし、特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

イ 交差点で被優先道路には停止ライン（実線又は白）を設けるものとする。

ウ 停止ラインを設けた箇所では、手前30メートル実線のライン（白）を引く。ただし、センターラインのない箇所及び特に必要がないと認めた箇所は、この限りでない。

エ ラインの規格は、センターラインについては幅15センチメートルとし、停止ラインは幅30センチメートルとする。また、材料等については溶着式ビー

ズ入りとする。

第3 水路及び側溝

- (1) 水路及び側溝は、原則として2次製品とする。
- (2) 底面勾配は、0.3パーセント以上とする。ただし、水路で施工上困難な場合は協議する。
- (3) 側溝内幅は、30センチメートル以上とする。
- (4) 側溝深さは、最少20センチメートルとする。
- (5) 地区内を通過する用、排水路については、管理者及び町会又は町内会と協議することを条件とする。
- (6) 深さ60センチメートル以上の水路及び側溝について、車道に接する箇所は原則としてガードレールを設置するものとする。ただし、自転車及び歩行者道に接する箇所については、協議の上簡易なものとする事ができる。

第4 暗渠

- (1) 道路横断箇所以外は、原則として暗渠は設けないものとする。ただし、宅地への入口については、この限りでない。
- (2) 長さ5メートル以上の暗渠については、5メートルに1箇所掃除用の取り外し可能な蓋を設けるものとする。ただし、暗渠の規格が幅60センチメートル×高さ80センチメートル以上の物及び特に必要としないものについては協議の上不用とすることができる。
- (3) 掃除用蓋は、原則として固定式グレーチングとする。ただし、施工上困難な場合は協議の上縞鋼板とすることができる。
- (4) 掃除用蓋規格は、蓋の長さ1メートルとし幅は水路又は側溝の幅とする。ただし、水路幅60センチメートル以上の水路については、協議の上60センチメートルまで狭くすることができる。
- (5) 強度について、暗渠及び掃除用蓋の強度は、25トン（輪荷重）以上とする。ただし、自転車及び歩行者用道路については14トンまで下げることができる。

第5 その他構造物

- (1) 占用物件となりうるものは、占用願いを提出させる。
- (2) 車道内の構造物は、道路管理事務提要（石川県土木部）によるほか路面より上に出てはならない。
- (3) 強度については、暗渠の強度に準ずる。

第6 公園

- (1) 公園の面積は、造成面積の3パーセント以上とすること。なお、開発区域に林地を含む場合においては、規模、地形等に応じて、その10パーセント以上を標準とし、公園等に活用するものとする。
- (2) 公園1箇所の面積は、造成面積が5ヘクタール未満の場合は150平方メートル以上、5ヘクタール以上の場合は300平方メートル以上とするとともに、1,000平方メートル以上の規模のものを造成面積5ヘクタール以上20ヘクタール未満の場合は1箇所以上、20ヘクタール以上の場合は2箇所以上設置するものとする。
- (3) 公園の構成は、次表を標準とし、周辺の状況等を勘案して必要なものを設置すること。

区 分	1 箇所面積	誘致距離	箇所数
幼児公園	150m ² 以上	80m	50戸程度に1箇所（中層アパート群では100～150戸程度に1箇所）
児童公園	2,500m ² 程度	250m	500戸程度に1箇所
近隣公園	2 ha程度	500m	2,000戸程度に1箇所
地区公園	5 ha程度		8,000戸程度に1箇所

- (4) 公園には、広場、植栽のほか、その用途に応じ、おおむね次に掲げる施設を例として設置するものとする。

区 分	施 設
幼児公園	砂場、ブランコ、すべり台、ベンチ
児童公園	幼児公園の施設のほか、ジャングルジム、シーソー、鉄棒、ラダー、便所、水呑場
近隣公園	児童公園の施設のほか、運動施設（少年野球場、テニスコート、バレーコート）、休息施設（樹林地、花壇、築山）、集合施設（野外ステージ、芝生公園）
地区公園	近隣公園の施設のほか、総合運動施設、樹木を中心とした自然公園、子供動物園、植物園、図書館、ホール等の文化施設

- (5) 面積1,000平方メートル以上の公園にあつては、2以上の出入口が配置されていること。また、公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、その

接する部分に柵、塀等安全施設を設けるものとする。

- (6) 緑地は、自然地の保全、環境及び景観の改善、土地利用の異なる区域相互間の緩衝、公害及び災害の防止、緊急の避難場所等の目的のため必要に応じて配置するものとする。
- (7) 広場は、集会、行事等住民相互の交流の用に供するため必要に応じて配置するものとする。
- (8) 公園周囲には、フェンス（高さ1.5メートル以上）を設けるものとする。
- (9) 公園、緑地及び広場内の雨水対策を検討し、協議の上施工すること。
- (10) 公園、緑地及び広場には、全面芝張（砂場は除く。）を行い必要に応じ植樹すること。ただし、必要がないと認めたときは、この限りでない。なお、芝はコウライ芝とするが協議の上他の種類とすることができる。
- (11) 公園には水道の引込みを行うこと。なお、管理（水道使用料を含む。）については、地元町会又は地元町内会となるので、その旨協議させておく。

第7 給水設備

- (1) 給水については、市上水道を使用させる。
- (2) 配管については、水道管理者と協議させる。なお、道路水路配管については、各管理者へ占用願を出させる。

第8 廃棄物

- (1) ごみ処理施設は担当課と協議させ、必要の数だけ設置させる。
- (2) ごみ収集の便を図るため、ごみ処理施設設置のための集積所を設けさせる。
- (3) 集積所の面積は1箇所5平方メートル程度とする。

第9 公益施設

- (1) 公益施設計画については、各担当課と協議させる。ただし、施設の標準は別に示す。なお、その用地については、申請者において準備させる。
- (2) 造成区域内には、その規模、居住予定人口及び周辺の状況等を考慮し、必要に応じ、石川県土地対策指導要綱（平成7年石川県告示第357号）第7条第2項審査基準の技術的細目を準用する。

附 則

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年8月2日から施行する。